

最高裁秘書第1284号

平成30年4月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

3月5日付け（同月7日受付、最高裁秘書第943号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 全国一斉検察起案心得（片面で3枚）
- (2) 第70期 全国一斉検察起案検察修習記録第395号起案要領（両面で1枚）
- (3) 第70期 全国一斉検察起案検察修習記録第396号起案要領（両面で1枚）
- (4) 第70期 全国一斉検察起案検察修習記録第397号起案要領（両面で1枚）
- (5) 第70期 全国一斉検察起案検察修習記録第398号起案要領（両面で1枚）
- (6) 第70期第1クール検察一斉起案（検察修習記録395号）公訴事実（案）
(片面で1枚)
- (7) 第70期第2クール検察一斉起案（検察修習記録396号）公訴事実（案）
(片面で1枚)
- (8) 第70期第3クール検察一斉起案（検察修習記録397号）公訴事実（案）
(片面で2枚)
- (9) 第70期第4クール検察一斉起案（検察修習記録398号）公訴事実（案）
(片面で1枚)

2 開示しないこととした部分とその理由

1 の(2)から(9)までの各文書には、公にすると司法修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

全国一斉検察起案心得

司法研修所検察教官室

1 内容等

全国の分野別検察実務修習中の司法修習生を対象として、司法研修所が作成した検察修習記録を用いて、一斉に終局処分起案を行う。

2 日時及び場所

- (1) 実施日 平成29年1月10日(火)
着席時刻 午前9時30分
起案時間 午前9時40分から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで
(午後零時から午後1時までを昼食時間とし、昼食時間中の起案作成を認める。)
(2) 場所 配属先の各地方検察庁(以下「実務庁」という。)内の指定された会場

3 起案の心得

(1) 持参する物

- ア 答案作成には、黒のペン、ボールペン又はサインペンを使用する。
- イ 草稿用として、アのほか、黒以外の色のペン類、鉛筆、色鉛筆、消しゴム、定期規及び付箋の使用を認める。
- ウ 六法全書(判例付きでないもの)
- エ 平成27年版検察講義案
- オ 全国一斉検察起案心得

(2) 昼食等

- ア 昼食は、午後零時から午後1時までの間に適宜とすること。昼食は各司法修習生において持参するか、又は、実務庁の庁舎内に限り、食堂や売店を利用することを認める。
- イ 飲み物、あめ等の持ち込み及び起案時間中のこれらの飲食は認める。
- ウ 昼食時間中の起案は認める。
- エ 起案時間中に、隨時、実務庁の庁舎内の喫煙所、トイレに行くことは認める。

(3) 禁止事項

- ア 起案時間中(昼食時間中を含む。)の司法修習生同士の談話は、起案会場の内外を問わず禁止する。
- イ 起案時間中(昼食時間中を含む。)の携帯電話の使用を禁止する。
- ウ パソコン、計算機、電子辞書、修正液、下敷き、クリップ等の私物の使用を禁止する。
- エ 起案時間中は、3(1)ウ、エ、オ記載の六法全書、検察講義案、全国一斉検察起案心得以外の資料を会場内に持ち込み、又は会場外において閲読することを禁止する。

4 起案作成の要領

(1) 着席時刻から起案開始まで

- ア 着席時刻になったら、指定された席に着席する。
- イ 着席時刻になったら、係員から起案に当たっての注意事項を説明する。
- ウ 席上に、検察修習記録、起案要領（問題文）、起案表紙、起案用紙が配布されていることを確認する。足りないものがある場合は、係員に申し出て、配布を受ける。

3 (1) アないしオ記載の筆記具、資料等及び認められた飲食物以外のものは起案会場に持ち込まない（会場が司法修習生室の場合は、ロッカーやカバンの中などにしまう。）携帯電話は、ロッカーやカバンの中などにしまう。

- エ 起案開始の合図があるまで、検察修習記録の中身を見てはならない。

(2) 起案開始から終了まで

- ア 起案開始の合図があったら、起案要領に従い、起案すること。

なお、起案については、パソコンを用いず、手書きで作成すること。

- イ 検察修習記録への書き込みを認める。

- ウ 配布した検察修習記録、起案要領等を起案会場外に持ち出さない。

- エ 昼食等の飲食については、3 (2)記載のとおりとする。なお、自席以外（食堂は除く。）での飲食は禁止する。

- オ 作成した起案は、起案時間中に、表紙を付けて綴りひもで綴り（綴る順序は起案要領に従う。）、通しページ数を記入する。

- カ 終了の合図があったら、直ちに起案作成をやめる。

- キ 起案終了後は、係員の指示に従い、起案及び使用しなかった起案用紙を提出する。係員が全員の起案等を回収し終わるまで、自席で待機する。なお、その間、司法修習生同士で私語をしてはならない。

- ク 起案終了時刻前に、起案を終了した者は、係員に告げて、その指示に従い、起案及び使用しなかった起案用紙を提出した上で、会場から退出することを認める（ただし、起案終了時刻15分前以降は、退出を認めない。）。

なお、退出後は指導担当官等の指示に従うこと。執務時間中の帰宅は認められない。

- ケ 起案要領、草稿に用いた起案用紙及び検察修習記録を持ち帰ることは認める。

なお、検察修習記録は、後記のとおり、後日回収する。

- コ 起案に当たっては、この全国一斉検察起案心得によるほか、各実務庁の指導担当官等の指示に従うこと。

5 その他

- (1) 病気等により、全国一斉検察起案を欠席した者は、速やかに各実務庁の指導担当官に申し出て、検察修習記録の配布を受けること。

- (2) 提出した起案については、司法研修所検察教官が添削した後、返却する。また、分野別検察実務修習期間中に、司法研修所検察教官による起案の講評が予定されているので出席すること。

(3) 配布された検察修習記録は、分野別検察実務修習期間中に回収するので、各実務庁の指示に従い提出すること。それまで各司法修習生の責任において検察修習記録を保管すること。

なお、検察修習記録のコピーを作成することは厳禁とする。

以 上

第70期 全国一斉検察起案

検察修習記録第395号起案要領

(平成29年1月10日即日起案)

司法研修所検察教官室

検察起案作成上の注意点

検察教官室

第1 公訴事実（又は不起訴裁定書の事実）について

1 犯罪の日時について

できる限り特定して記載することを要するが、一定の幅が生じることがやむを得ない場合があるので、「〇年〇月〇日午後〇時〇分頃」などと漢字で「頃」を付記する。証拠関係によっては「〇年〇月〇日頃」、「〇年〇月上旬頃」など、幅をもたせた特定しかできない場合もあり得る。

2 犯罪の場所について

道府県名は、県庁所在地及び政令指定都市につき、その記載を省略することができる。

3 犯罪の客体について

被害者は、氏名を記載することにより特定し、特にそれが意味をもつ場合を除いてその職業、肩書き等を記載しない。

生命・身体等に関する罪、恐喝罪、強盗罪、強姦罪等、被害者の年齢が意味をもつ場合には、被害者の年齢を「（当時〇〇歳）」と記載する。

4 犯罪の手段、方法について

凶器等を特定して記載するが、それが押収されている場合であっても、領置番号（符号）などの記載は、不要である。凶器等の正式な名称や個数の表記等については、押収関係書類により確認する。

5 犯罪の行為、結果等について

実行行為と結果を簡潔に記載し、かつ、「よって」という文言などを用いて、その因果関係を明らかにする。

6 公訴事実の罪名が複数の場合について

検察講義案8・1頁及び8・2頁を参照すること。

第2 罪名について

罪名は、原則として、検察講義案付録227頁以下の罪名表に記載されている「実務で使用されている罪名」を用いる。

第3 求刑（又は裁定主文）について

1 起訴を選択した場合、起訴時における求刑を決定し、公訴事実、罪名及び罰条に引き続き記載する。

2 求刑は、被告人ごとに決定し、刑名を明確にした上で（懲役・禁錮、罰金・科料の区別を明らかにする。）、刑期、金額を明示する。

3 没収は、対象物を品名と数量で特定するなどし、特定のために必要な場合を除いて領置番号（符号）を記載しない。追徴は、価額を明示する。没収・追徴を求刑する場合は、その要件を満たすことを明示する。

4 その他求刑に関しては、検察講義案167頁及び168頁を参照すること。

5 不起訴を選択した場合、罪名及び裁定主文を事実に引き続き記載する。

以上

第70期 全国一斉検察起案

検察修習記録第396号起案要領

(平成29年3月2日即日起案)

司法研修所検察教官室

検察起案作成上の注意点

検察教官室

第1 公訴事実（又は不起訴裁定書の事実）について

1 犯罪の日時について

できる限り特定して記載することを要するが、一定の幅が生じることがやむを得ない場合があるので、「〇年〇月〇日午後〇時〇分頃」などと漢字で「頃」を付記する。証拠関係によつては「〇年〇月〇日頃」、「〇年〇月上旬頃」など、幅をもたせた特定しかできない場合もあり得る。

2 犯罪の場所について

道府県名は、県庁所在地及び政令指定都市につき、その記載を省略することができる。

3 犯罪の客体について

被害者は、氏名を記載することにより特定し、特にそれが意味をもつ場合を除いてその職業、肩書き等を記載しない。

生命・身体等に関する罪、恐喝罪、強盗罪、強姦罪等、被害者の年齢が意味をもつ場合には、被害者の年齢を「（当時〇〇歳）」と記載する。

4 犯罪の手段、方法について

凶器等を特定して記載するが、それが押収されている場合であつても、領置番号（符号）などの記載は、不要である。凶器等の正式な名称や個数の表記等については、押収関係書類により確認する。

5 犯罪の行為、結果等について

実行行為と結果を簡潔に記載し、かつ、「よつて」という文言などを用いて、その因果関係を明らかにする。

6 公訴事実の罪名が複数の場合について

検察講義案81頁及び82頁を参照すること。

第2 罪名について

罪名は、原則として、検察講義案付録227頁以下の罪名表に記載されている「実務で使用されている罪名」を用いる。

第3 求刑（又は裁定主文）について

1 起訴を選択した場合、起訴時における求刑を決定し、公訴事実、罪名及び罰条に引き続き記載する。

2 求刑は、被告人ごとに決定し、刑名を明確にした上で（懲役・禁錮、罰金・科料の区別を明らかにする。）、刑期、金額を明示する。

3 没収は、対象物を品名と数量で特定するなどし、特定のために必要な場合を除いて領置番号（符号）を記載しない。追徴は、価額を明示する。没収・追徴を求刑する場合は、その要件を満たすことを明示する。

4 その他求刑に関しては、検察講義案167頁及び168頁を参照すること。

5 不起訴を選択した場合、罪名及び裁定主文を事実に引き続き記載する。

以上

第70期 全国一斉検察起案

検察修習記録第397号起案要領

(平成29年4月26日即日起案)

司法研修所検察教官室

検察起案作成上の注意点

検察教官室

第1 公訴事実（又は不起訴裁定書の事実）について

1 犯罪の日時について

できる限り特定して記載することを要するが、一定の幅が生じることがやむを得ない場合があるので、「〇年〇月〇日午後〇時〇分頃」などと漢字で「頃」を付記する。証拠関係によつては「〇年〇月〇日頃」、「〇年〇月上旬頃」など、幅をもたせた特定しかできない場合もあり得る。

2 犯罪の場所について

道府県名は、県庁所在地及び政令指定都市につき、その記載を省略することができる。

3 犯罪の客体について

被害者は、氏名を記載することにより特定し、特にそれが意味をもつ場合を除いてその職業、肩書き等を記載しない。

生命・身体等に関する罪、恐喝罪、強盗罪、強姦罪等、被害者の年齢が意味をもつ場合には、被害者の年齢を「（当時〇〇歳）」と記載する。

4 犯罪の手段、方法について

凶器等を特定して記載するが、それが押収されている場合であつても、領置番号（符号）などの記載は、不要である。凶器等の正式な名称や個数の表記等については、押収関係書類により確認する。

5 犯罪の行為、結果等について

実行行為と結果を簡潔に記載し、かつ、「よつて」という文言などを用いて、その因果関係を明らかにする。

6 公訴事実の罪名が複数の場合について

検察講義案81頁及び82頁を参照すること。

第2 罪名について

罪名は、原則として、検察講義案付録227頁以下の罪名表に記載されている「実務で使用されている罪名」を用いる。

第3 求刑（又は裁定主文）について

1 起訴を選択した場合、起訴時における求刑を決定し、公訴事実、罪名及び罰条に引き続き記載する。

2 求刑は、被告人ごとに決定し、刑名を明確にした上で（懲役・禁錮、罰金・科料の区別を明らかにする。）、刑期、金額を明示する。

3 没収は、対象物を品名と数量で特定するなどし、特定のために必要な場合を除いて領置番号（符号）を記載しない。追徴は、価額を明示する。没収・追徴を求刑する場合は、その要件を満たすことを明示する。

4 その他求刑に関しては、検察講義案167頁及び168頁を参照すること。

5 不起訴を選択した場合、罪名及び裁定主文を事実に引き続き記載する。

以上

第70期 全国一斉検察起案

検察修習記録第398号起案要領

(平成29年6月21日即日起案)

司法研修所検察教官室

検察起案作成上の注意点

検察教官室

第1 公訴事実（又は不起訴裁定書の事実）について

1 犯罪の日時について

できる限り特定して記載することを要するが、一定の幅が生じることがやむを得ない場合があるので、「〇年〇月〇日午後〇時〇分頃」などと漢字で「頃」を付記する。証拠関係によっては「〇年〇月〇日頃」、「〇年〇月上旬頃」など、幅をもたせた特定しかできない場合もあり得る。

2 犯罪の場所について

道府県名は、県庁所在地及び政令指定都市につき、その記載を省略することができる。

3 犯罪の客体について

被害者は、氏名を記載することにより特定し、特にそれが意味をもつ場合を除いてその職業、肩書き等を記載しない。

生命・身体等に関する罪、恐喝罪、強盗罪、強姦罪等、被害者の年齢が意味をもつ場合には、被害者の年齢を「（当時〇〇歳）」と記載する。

4 犯罪の手段、方法について

凶器等を特定して記載するが、それが押収されている場合であっても、領置番号（符号）などの記載は、不要である。凶器等の正式な名称や個数の表記等については、押収関係書類により確認する。

5 犯罪の行為、結果等について

実行行為と結果を簡潔に記載し、かつ、「よって」という文言などを用いて、その因果関係を明らかにする。

6 公訴事実の罪名が複数の場合について

検察講義案81頁及び82頁を参照すること。

第2 罪名について

罪名は、原則として、検察講義案付録227頁以下の罪名表に記載されている「実務で使用されている罪名」を用いる。

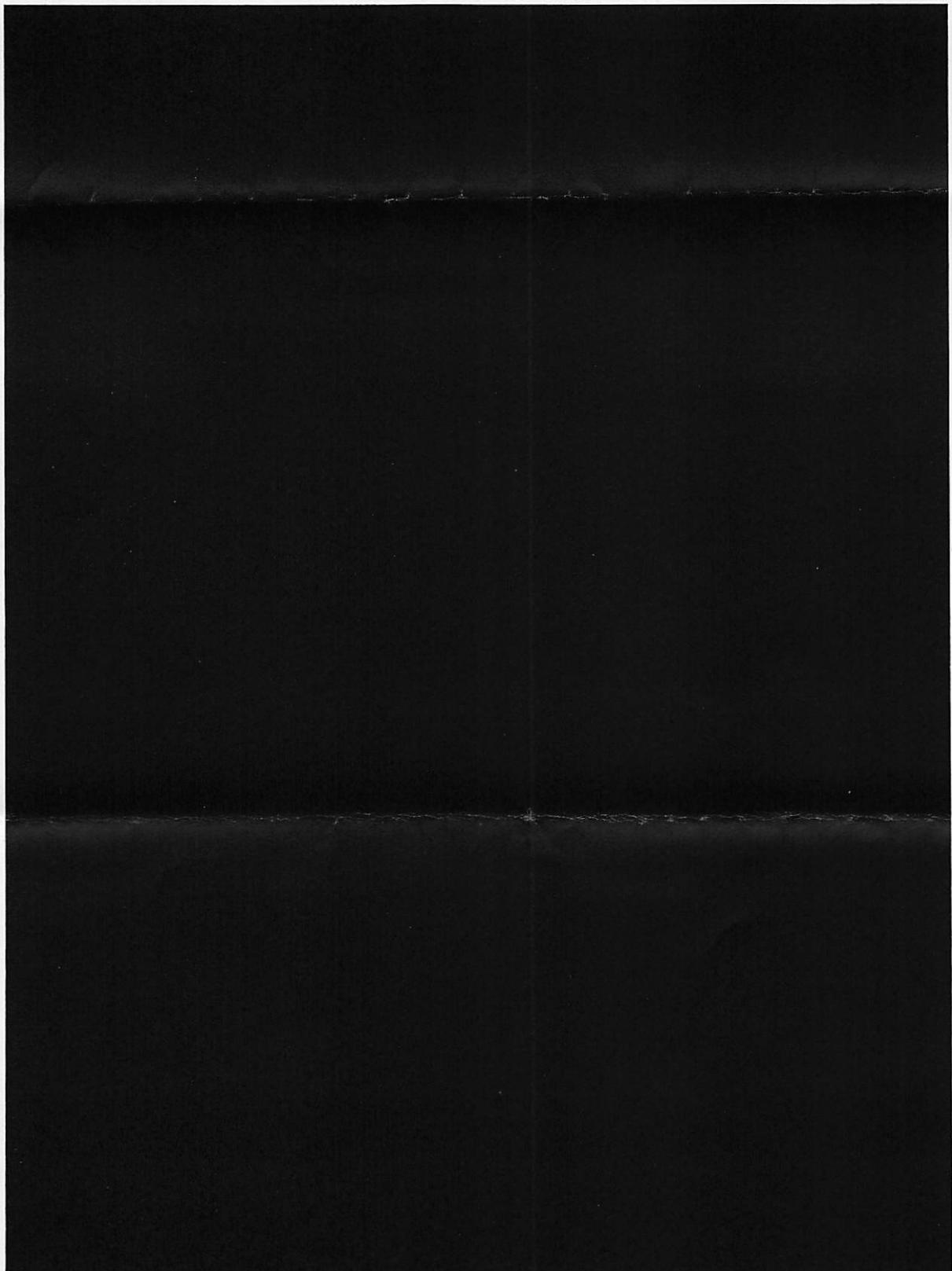
第3 求刑（又は裁定主文）について

- 1 起訴を選択した場合、起訴時における求刑を決定し、公訴事実、罪名及び罰条に引き続き記載する。
- 2 求刑は、被告人ごとに決定し、刑名を明確にした上で（懲役・禁錮、罰金・科料の区別を明らかにする。）、刑期、金額を明示する。
- 3 没収は、対象物を品名と数量で特定するなどし、特定のために必要な場合を除いて領置番号（符号）を記載しない。追徴は、価額を明示する。没収・追徴を求刑する場合は、その要件を満たすことを明示する。
- 4 その他求刑に関しては、検察講義案167頁及び168頁を参照すること。
- 5 不起訴を選択した場合、罪名及び裁定主文を事実に引き続き記載する。

以上

第70期第1クール検察一斉起案（検察修習記録395号）

公訴事実（案）



第70期第2クール検察一斉起案（検察修習記録396号）

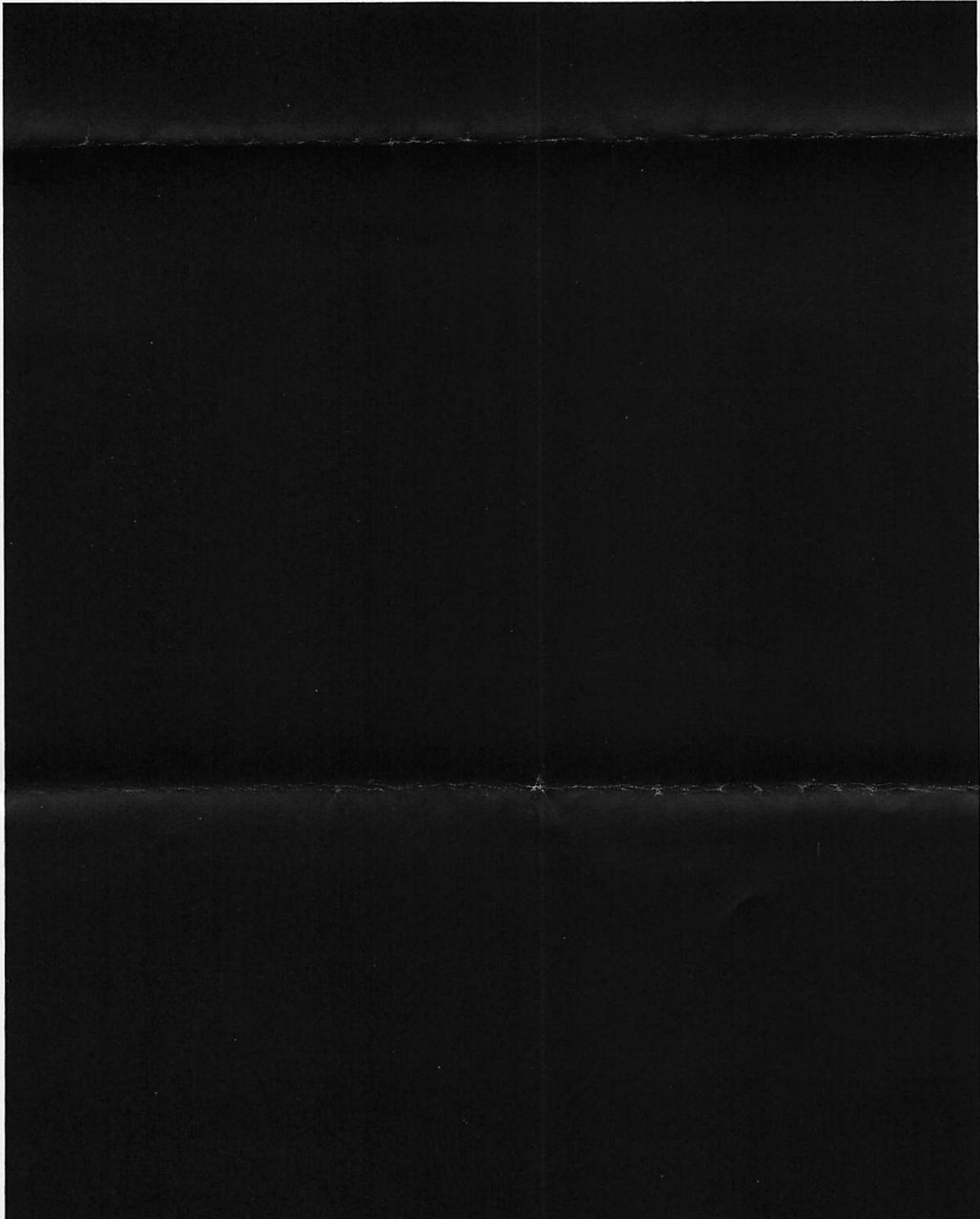
公訴事実（案）



第70期第3クール検察一斉起案（検察修習記録397号）

① 牽連犯として処理する場合

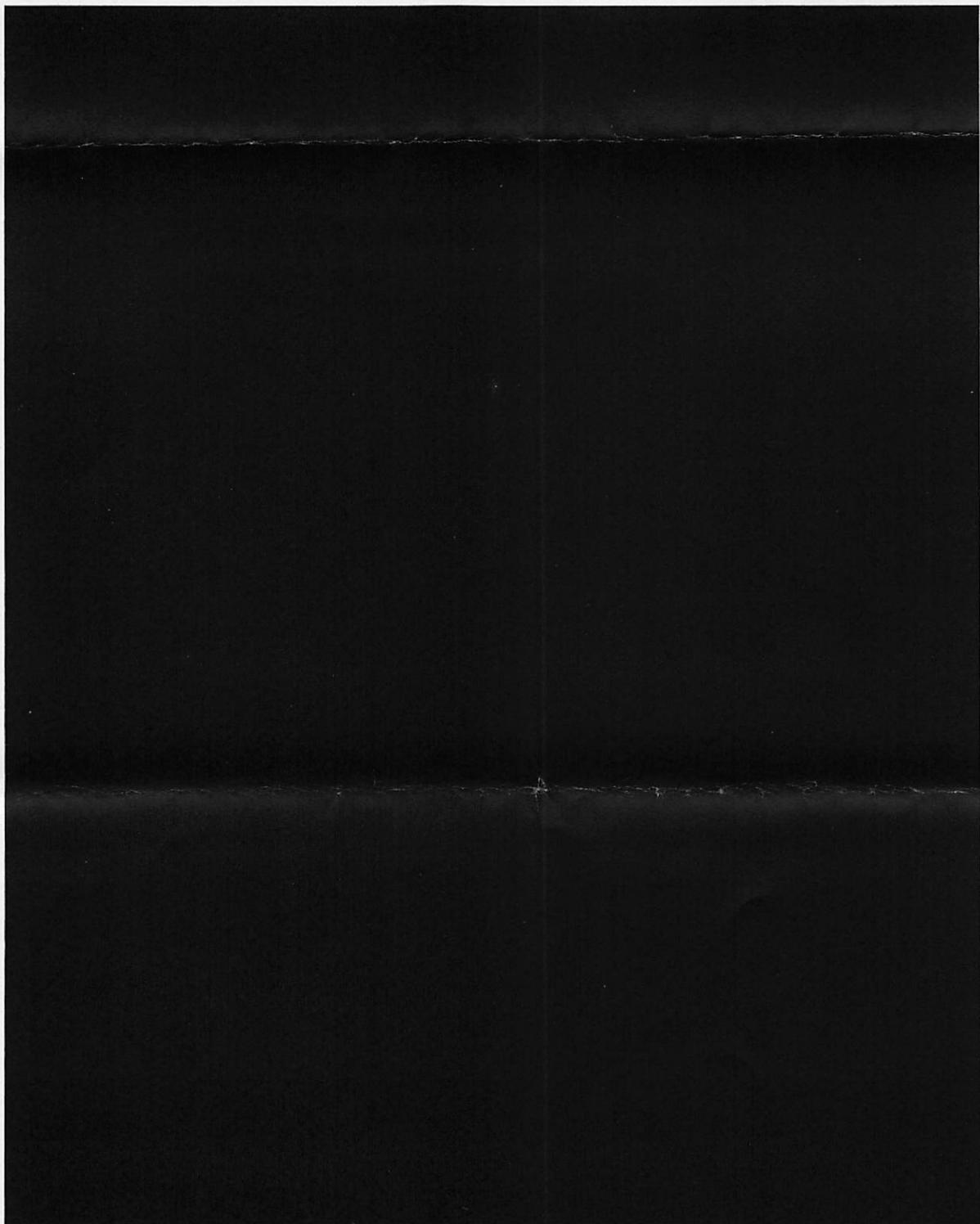
公訴事実（案）



第70期第3クール検察一斉起案（検察修習記録397号）

② 併合罪として処理する場合

公訴事実（案）



第70期第4クール検察一斉起案（検察修習記録398号）

公訴事実（案）

